

令和6年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 7法人

指摘件数 31件

【指摘の内訳】

□評議員・評議員会に関すること 9件

(主な内容)

年度内の評議員会を全て欠席しており、名目的・慣例的に選任された可能性のある評議員が見受けられる。
在任する評議員の人数は定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていなければならないが、在任する評議員と理事の人数が同数となっている。
評議員会の開催について、理事会で決議が行われていない。
評議員会の招集について、同評議員会の開催を決議した理事会よりも前に通知が行われている。
評議員会の招集について、1週間前までの通知が行われていない。
評議員会において、決議について特別の利害関係を有する者の存否の確認が行われていない。
評議員会議事録について、議事録署名人の記名押印が行われていない。
評議員会議事録について、出席者数と出席者の内訳に整合性のない記載がある。
評議員会議事録の作成、備え置きが行われていない。

□理事に関すること 3件

(主な内容)

理事会を連続して欠席しており、名目的・慣例的に選任された可能性のある理事が見受けられる。
理事の選任時に欠格事由に該当しないことの確認が行われていない。
在任する理事が定款に定める理事の員数を下回っているにも関わらず、欠員の補充のための検討や手続が進められていない。

□監事に関すること 3件

(主な内容)

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意が得られていない。
監事の選任時に欠格事由に該当しないことの確認が行われていない。
監査報告に記載すべき事項として定められている「監査の方法及びその内容」が監査報告に記載されていない。

□理事会に関すること 4件

(主な内容)

理事会の招集について、1週間前までの通知が行われていない。
理事会に出席している理事が、決議に加わることのできる理事の過半数を満たしていない。
理事会において、決議について特別の利害関係を有する者の存否の確認が行われていない。
理事会議事録の作成、備え置きが行われていない。

□会計管理に関すること 7件

(主な内容)

その他の積立金について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じていないにも関わらず積み立てが行われている。
その他の積立金について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額を超えて積み立てが行われている。
計算書類に対する注記について、計算書類の金額と一致していない。また、拠点区分ごとの注記が作成されていない。
事業区分間及び拠点区分間の貸付金(借入金)の相殺消去が行われていない。また、「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」が作成されていない。
借入金明細書について、利率や支払利息の項目が正しく記載されていない等の不備が見られる。
予算の執行にあたって、年度途中で予算との乖離が見込まれるにも関わらず、補正予算が編成されていない。
補正予算の編成について、理事会の決議が行われているが、評議員会の決議が行われていない。

□その他に関すること 5件

(主な内容)

定款や役員名簿が、法人ホームページに公表されていない。
定款や役員名簿、役員報酬規程が、法人ホームページに公表されているが、最新のものでない。
物品購入等の契約において、理由が明確ではないにも関わらず随意契約が行われている。また、契約書の作成の省略に関しても経理規程に定める要件の確認が行われていない。
法人印及び代表者印について、使用管理簿等による管理が行われていない。
法人印及び代表者印について、使用者と管理者が同一の者になっている。